



今月のトピックス

◇ 制度・施策等の動き

- 平成 31 年度厚生労働省予算案を公表（厚生労働省）
- 介護サービスの経営主体の統合・再編を提言 平成 31 年度予算の編成等に関する建議（財務省）
- 平成 30 年度全国厚生労働関係部局長会議の開催（厚生労働省）
- 地域福祉計画策定状況等調査結果の公表（厚生労働省）
- 日常生活自立支援事業の平成 31 年度国庫補助算定基準額（案）に係る事務連絡の発出（厚生労働省）
- 消費税率引き上げに伴い介護報酬プラス 0.39%、障害福祉サービス等報酬プラス 0.44%改定へ（厚生労働省）
- 「更なる処遇改善」事業所内での配分イメージが示される 第 166 回社会保障審議会介護給付費分科会（厚生労働省）
- 新経済・財政再生計画 改革工程表 2018 をとりまとめ（経済財政諮問会議）

◇ その他（参考情報）

- 複数の医療法人・社会福祉法人の合併・経営統合が検討項目に 経済政策の方向性に関する中間整理（経済財政諮問会議・未来投資会議・まち・ひと・しごと創生会議・規制改革推進会議 合同会議）
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を提言（厚生労働省）
- 「平成 29 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等」の公表（厚生労働省）
- スカラシップ・アドバイザー派遣事業（独立行政法人日本学生支援機構）
- 「NHK 福祉相撲号」贈呈先の決定について（NHK 厚生文化事業団）

◇ 制度・施策等の動き

平成 31 年度厚生労働省予算案を公表（厚生労働省）

平成 31 年 2 月 7 日、平成 30 年度第 2 次補正予算案が参議院本会議で可決・成立しました。一方、平成 31 年度予算案については昨年 12 月 21 日に閣議決定され、公表されています。厚生労働省予算案の一般会計では、32 兆 351 億円で前年度当初予算に比べ、9,089 億円増加（前年度比 2.9%増）しています。そのうち、社会保障関係費は、31 兆 5,930 億円で前年度当初予算に比べ、8,857 億円増加（前年度比 2.9%増）しています。〈厚生労働省・予算案〉（単位：億円）

区分	平成 30 年度予算額 (A)	平成 31 年度予算額 (B)	増△減額 (C) ((B) - (A))	増△減額 (C) / (A)
一般会計	311,262	320,351	9,089	2.9%
社会保障関係費	307,073	315,930	8,857	2.9%
その他の経費	4,189	4,421	232	5.5%

平成 31 年度予算案では、人口が減少する中、人生 100 年時代を見据え、誰もがその能力を發揮できる一億総活躍社会の実現に向けて、全世代型社会保障の基盤強化に取り組むため、消費税率引上げによる財源も活用し、以下を柱として必要な予算措置を行うこととしています。

- ① 働き方改革・人づくり革命・生産性革命
- ② 質が高く効率的な保健・医療・介護の提供
- ③ 全ての人が安心して暮らせる社会に向けた福祉等の推進

なお、地域福祉関連のポイントは以下のとおりです。



■「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり

改正社会福祉法（平成 30 年 4 月施行）に基づき、複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制の整備を促進するため、昨年度に引き続き、市町村の創意工夫ある取組支援の拡充を図ることとあわせ、都道府県における地域づくりへの支援に向けた経費として、総額 28 億円となっています。新規事項としては以下の項目が盛り込まれています。

仕事と地域活動の両立 0.3 億円

労働者が仕事と地域活動を両立しやすい環境整備を図るため、50 代労働者を地域活動への参加を促す民間機関等の取組を促進するとともに、その普及に取り組む。

■成年後見制度の利用促進

新規事項として「成年後見制度の利用促進のための体制整備」3.5 億円が計上されました。

成年後見利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日）を踏まえ、都道府県による市町村支援、中核機関の整備や計画策定、先駆的取組を推進することとしています。また、国において市町村職員や中核機関職員に対する研修を実施することが盛り込まれています。

■生活困窮者自立支援制度

改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労・家計・住まいなど複合的な課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援体制の整備を推進し、生活困窮者および生活保護受給者の一層の自立を促進することとし、総額 438 億円となりました。新規事項としては以下の項目が盛り込まれています。

①子どもの学習・生活支援事業の推進

生活困窮世帯の子どもへの支援を強化するため、子どもや保護者に生活習慣や育成環境の改善に関する助言を行う取組に対する支援を充実することにより、学習等の支援との一体的実施を促進するなど、子どもの学習・生活支援事業を更に推進する。

②居住支援の推進

シェルター等利用者や居住に困難を抱え社会的孤立状態にある生活困窮者が、地域で継続的・安定的な居住の場を確保できるよう、一定期間、訪問による見守りや生活支援などを行う体制整備を推進する。

また、入居に要する初期費用のない住居喪失者等が、一時的な居住先を確保できるよう、借り上げ型シェルターの確保に向けた一層の支援を行う。

③就労・定着支援体制の充実

生活困窮者のうち、障害のうかがわれる者など専門的な対応が必要となる者に対し障害者就業・生活支援センター等のノウハウを活かした就労面・生活面の一体的な支援を実施し、就労・定着支援の充実を図る。

④都道府県による市町村支援の充実

都道府県が管内市町村に対して行う市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等への取組を推進するとともに、「支援者専用電話相談ライン（仮称）」を開設し、支援員に対する相談・助言等を行う体制を構築する。

⑥生活福祉資金貸付の償還の取組強化

生活福祉資金貸付制度の償還努力を評価する仕組みを導入する。

⑦自治体・支援員向けコンサルティングの実施

地方自治体の抱える困難事例等に対して、専門スタッフを派遣しノウハウの伝達・助言等を行うとともに、支援員同士の情報共有・意見交換の場として情報共有サイトを運営することにより、支援員に対する全国的な支援体制を構築する。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】平成 31 年度厚生労働省所管予算案関係

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/19syokanyosan/>



介護サービスの経営主体の統合・再編を提言 平成 31 年度予算の編成等に関する建議（財務省）

財務省より財政制度等審議会「平成 31 年度予算の編成等に関する建議」が公表されました。

平成 31 年度は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（骨太 2018）に定める「新経済・財政再生計画」における基盤強化期間の 1 年目にあたり、今回の建議では、社会保障関係費の伸びを「高齢化による増加分に相当する水準におさめる」という方針の下、手を緩めることなく改革に取り組む必要があるとしています。

その上で、「介護」、「子ども・子育て」等の社会保障の個別分野に関する踏み込んだ改革提言がなされましたが、「障害福祉」に関する内容は特段盛り込まれませんでした。

また、「介護事務所・施設の経営の効率化」として、介護サービス事業所の経営の効率化・安定化の観点に加え、今後も担い手が減少する中、人材の確保・有効活用やキャリアパスの形成によるサービスの質の向上といった観点から、介護サービスの経営主体の統合・再編を促す施策を講ずるべきであると提言されました。

詳細については、財務省のホームページをご覧ください。

【財務省】平成 31 年度予算の編成等に関する建議

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia301120/index.html

平成 30 年度全国厚生労働関係部局長会議の開催（厚生労働省）

平成 31 年 1 月 18 日、厚生労働省より、平成 30 年度全国厚生労働関係部局長会議が開催され、来年度の予算案、今後の政策の方向性等について説明が行われました。

社会・援護局関係では、谷内繁社会・援護局長から、①平成 31 年度厚生労働省社会・援護局予算案、②生活困窮者自立支援制度の推進、③生活保護制度、④「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備、⑤福祉・介護人材確保対策、⑥自殺対策の推進、⑦成年後見制度の利用促進等について説明が行われました。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】平成 30 年度 全国厚生労働関係部局長会議資料

<https://www.mhlw.go.jp/topics/2019/01/tp0107-1.html>



地域福祉計画策定状況等調査結果の公表（厚生労働省）

厚生労働省より、平成 30 年 4 月 1 日時点における地域福祉計画策定状況等調査結果が公表されました。調査結果によると、市町村地域福祉計画は、全 1,741 市町村において「策定済み」が 1,316 市町村（75.6%）となっており、前回調査と比較して 27 市町村（1.6 ポイント）増加しています。

市区部・町村部別の策定状況を見ると、市区部（814 市区）では「策定済み」が 90.9%であるのに対し、町村部（927 町村）では 62.1%にとどまっており、約 1.5 倍の差が生じています。

計画を策定済みの 1,316 市町村のうち社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業（包括的な支援体制の整備）を「実施している」のは 464 市町村（35.3%）、「実施予定」は 210 市町村（16.0%）となっています。

また、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項について、計画のなかに位置付けている市町村の状況は以下のとおりです。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項【1,096 市町村（83.3%）】
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項【1,254 市町村（95.3%）】
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項【974 市町村（74.0%）】
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項【1,245 市町村（94.6%）】
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項【354 市町村（52.5%）】

「③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」のなかで、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進を位置付けている市町村は 444 市町村（33.7%）でした。

都道府県地域福祉支援計画については、「策定済み」が 43 都道府県（91.5%）であり、未策定の 4 県すべてが「策定予定」と回答しています。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】地域福祉計画策定状況調査結果

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/c-fukushi/index.html

日常生活自立支援事業の平成 31 年度国庫補助算定基準額（案）に係る事務連絡の発出（厚生労働省）

厚生労働省地域福祉課成年後見制度利用促進室より、日常生活自立支援事業の平成 31 年度国庫補助基準額について事務連絡（平成 31 年 1 月 17 日付）が発出されました。

また、これを受け、本会より都道府県・指定都市補助の確保に向けた取組強化について文書（全社地発第 473 号 平成 31 年 1 月 18 日付）を発出しました。

<平成 31 年度における国庫補助算定基準額（案）> *（ ）内は平成 30 年度

利用契約者 1 人・1 月当たりの算定額 （専門員の人件費等の一部）	7, 9 0 0 円 (6, 6 0 0 円)
生活保護受給者 1 人・1 月当たりの算定額 （生活支援員の人件費等の一部）	3, 0 0 0 円 (2, 5 0 0 円)

※ 上記により難しい特段の事情がある場合には、本年度と同様、補助金全体の予算の範囲内で、個別に協議を受け付ける予定。

詳細については、別添資料①をご覧ください。



消費税率引き上げに伴い介護報酬プラス 0.39%、障害福祉サービス等報酬プラス 0.44%改定へ(厚生労働省)

厚生労働省より、平成 31 年度予算編成に関する大臣折衝を踏まえた、平成 31 年度介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬の改定率が公表されました。

介護報酬はプラス 0.39%、障害福祉サービス等報酬はプラス 0.44%の改定率となっています。

今回の改定は、消費税率 10%引上げに伴い、介護施設や障害福祉施設等が負担する仕入れ税額相当分について、介護報酬や障害福祉サービス等報酬で適切に補てんするため、報酬改定を行うもので、改定は 2019 年 10 月に実施されます。介護報酬については、補足給付に係る基準費用額の引上げ分の対応として、別途、国費 7 億円程度を手当てすることとされています。

また、大臣折衝の結果、『新しい経済政策パッケージ』に基づく介護人材の処遇改善については、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、国費 210 億円程度を確保し、障害福祉人材の処遇改善についても、介護人材を参考に適切な対応を行うため、国費 90 億円程度が確保されました。

その他、平成 31 年度の社会保障関係費の実質的な伸びについては、様々な改革努力を積み重ねることにより、平成 30 年度に比べて、プラス 4,800 億円程度(概算要求段階では 6,000 億円程度であった)とすることとされました。

詳細については厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000188402_00002.html

「更なる処遇改善」事業所内での配分イメージが示される 第 166 回社会保障審議会介護給付費分科会(厚生労働省)

厚生労働省より「第 166 回社会保障審議会介護給付費分科会」(分科会長：田中滋埼玉県立大学理事長)が開催され、介護人材の処遇改善と介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について検討が行われました。

介護人材の処遇改善については、「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)において示された「更なる処遇改善」の具体化に向けて、新たな論点とその対応案が示されました。

加算の取得要件として、前回の分科会で、現行の処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を取得している事業所を対象とすることが示されていましたが、今回新たに、「処遇改善加算の職場環境等要件に関し、職場環境等についての改善の取組を複数行っていること」、「処遇改善加算に基づく取組について、HP への掲載などを通じた見える化を行っていること」も要件とする対応案が示されました。

また、サービス種類毎の加算率の設定にあたっては、「勤続 10 年以上の介護福祉士」の数に応じて設定することとされていますが、ここでの介護福祉士は、「現在、介護福祉士の資格を有する者であって、同一法人・会社での勤続年数が 10 年以上の者」とされました。このため、必ずしも介護福祉士の資格を取得してから、10 年以上経った者に限定されるものではないことに留意が必要です。後述するとおり、事業所の配分内にあっても、「勤続 10 年」の考え方については、事業所の裁量で設定できることとされました。

事業所内での配分方法については、「①経験・技能のある介護職員」、「②他の介護職員」、「③その他の職種」の順に配分することとされ、以下の 3 つパターンでの配分が可能とされるものと考えられます。

【パターン 1】「①経験・技能のある介護職員」に全て配分

【パターン 2】「①経験・技能のある介護職員」と「②他の介護職員」に配分

【パターン 3】「①経験・技能のある介護職員」、「②他の介護職員」、「③その他の職種」に配分

なお、「①経験・技能のある介護職員」、は、勤続年数 10 年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、「勤続 10 年」の考え方については、事業所の裁量で設定できることとされました。

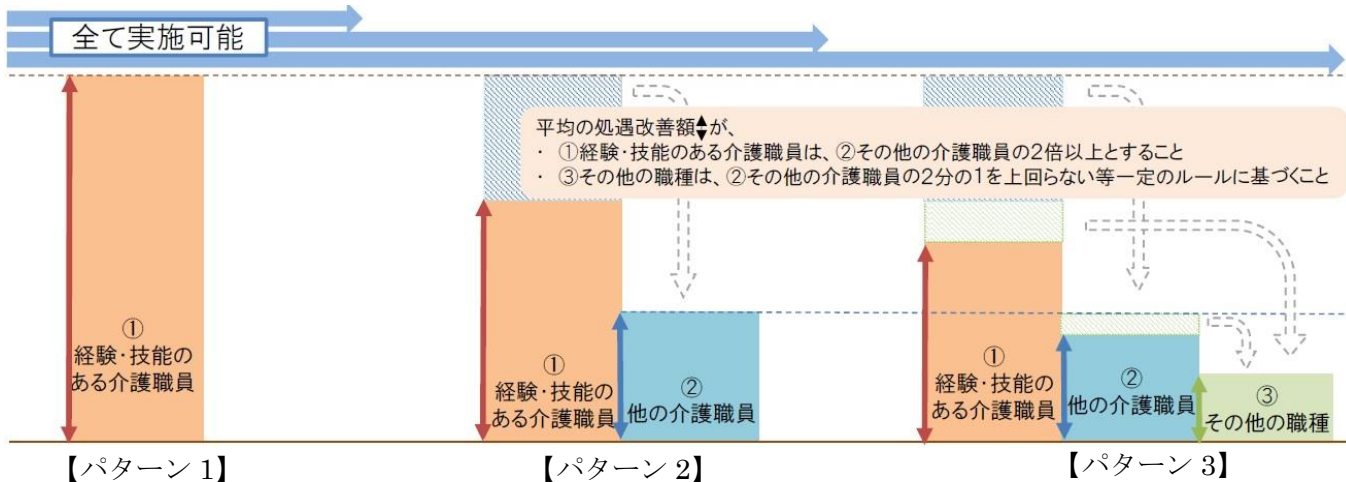
その上で具体的な配分の方法として、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指すため、「①経験・技能のある介護職員」の中に、「月額 8 万円」の処遇改善となる者又は「改善後の賃金が年収 440 万円(役職者を除く全産業平均賃金)以上」となる者を設定することとされました。

また、「①経験・技能のある介護職員」は、平均の処遇改善額が、「②その他の介護職員」の 2 倍以上とし、「③その他の職種」は、平均の処遇改善額が、「②その他の介護職員」の 2 分の 1 を上回らないこととするルールが示されました。

そのため、下図の【パターン 3】の場合、「①経験・技能のある介護職員」、「②その他の介護職員」、「③その他の職種」を「2 : 1 : 0.5」の割合を目安として配分するイメージであると考えられます。

なお、この配分のルールは、それぞれの区分の「平均の処遇改善額」で比較するものであり、それぞれの区分内での各職員一人ひとりの処遇改善額は柔軟に設定することができます。

<事業所内の配分のイメージ>



また、介護保険サービスに関する消費税の取扱いについては、前回の分科会までに基本単位数への上乗せの対応が示されており、具体的には、課税経費割合に消費税率引き上げ分を乗じて基本単位上乗せ率を算出することとされています。今回、平成 29 年度介護事業経営実態調査における全サービス平均の課税経費割合は「21.0%」であることが示されました。

消費税率 5%から 8%へ引上げに対応した平成 26 年度介護報酬改定では、全サービス平均の課税経費割合は「22.1%」であり、これに税率引上げ分 (108/105-1) を乗じて算出した「0.63%」が改定率となりました。

詳細については厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】第 166 回社会保障審議会介護給付費分科会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420_00011.html

新経済・財政再生計画 改革工程表 2018 をとりまとめ（経済財政諮問会議）

平成 30 年 12 月 20 日、「平成 30 年第 17 回経済財政諮問会議」（議長：安倍 晋三 内閣総理大臣）が開催され、新経済・財政再生計画の「改革工程表 2018」がとりまとめられました。

この工程表は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018（骨太方針 2018）」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において定められた「新経済・財政再生計画」の改革事項について、改革工程を具体化することで、その進捗管理、点検、評価を行い、翌年度の骨太方針、予算さらには K P I（重要業績評価指標）の見直し等への反映を行うものです。

主なポイントとして、以下の 3 点が挙げられています。

- ① 骨太方針 2018 に盛り込まれた主要分野ごとの重要課題への対応と K P I、政策目標とのつながりを明示することにより、目指す成果への道筋を示す。
- ② 骨太方針 2015 の「経済・財政再生計画」のうち、継続して取り組むべき歳出改革等を盛り込む。
- ③ 行動変容に働きかける取組の加速・拡大→予算の重点配分を推進。



「社会保障」については、全世代型社会保障制度を着実に構築していくため、総合的な議論を進め、基盤強化期間（2019～2021 年度）内から順次実行に移せるよう、2020 年度に、それまでの社会保障改革を中心とした進捗状況をレビューし、「経済財政運営と改革の基本方針」において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策をとりまとめ、早期に改革の具体化を進めることとしています。

その上で、①予防・健康づくりの推進、②多様な就労・社会参加、③医療・福祉サービス改革、④給付と負担の見直しの具体的な取組内容と実施時期が示されています。

医療・福祉サービス改革では、「介護の経営の大規模化・協働化」が改革項目に挙げられており、2019 年度に、医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討することとされました。

そして、この項目の K P I（重要業績評価指標）として、効率的な体制構築に関する先進的取組の事例数を 2019 年度までに 10 例示すことをアウトプット指標とし、1 社会福祉法人当たりの介護サービスの事業数を 2020 年度末までに増加させることをアウトカム指標としています。

詳細については、内閣府のホームページをご覧ください。

【内閣府】第 17 回会議資料

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2018/1220/agenda.html>

◇ その他（参考情報）

複数の医療法人・社会福祉法人の合併・経営統合が検討項目に 経済政策の方向性に関する中間整理（経済財政諮問会議・未来投資会議・まち・ひと・しごと創生会議・規制改革推進会議 合同会議）

平成 30 年 11 月 26 日、経済財政諮問会議・未来投資会議・まち・ひと・しごと創生会議・規制改革推進会議 合同会議が開催され、成長戦略、地方創生、規制改革など、安倍内閣の主な経済政策について、今後の方向性の中間的な整理が行われました。

今回とりまとめられた「経済政策の方向性に関する中間整理」では、今後の経済政策の中核を成す成長戦略について、①Society5.0 の実現、②全世代型社会保障への改革、③地方施策の強化の 3 本柱で、未来を見据えた構造改革に取り組んでいくこととされ、具体的な施策の方向性が示されました。

全世代型社会保障への改革に関して、健康・医療の分野では、人生 100 年健康年齢に向けて、寿命と健康寿命の差をできるだけ縮めるため、糖尿病・高齢者虚弱・認知症の予防に取り組み、自治体などの保険者が予防施策を進めるインセンティブ措置の強化を検討することとされました。

その上で、次世代ヘルスケア（「いつでもどこでもケア」）の検討項目の 1 つとして、複数の医療法人・社会福祉法人の合併・経営統合等が挙げられ、「経営の安定化に向けて、医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討する」こととされました。

また、今回の中間整理では、「消費税率引上げに伴う対応」については、消費税率引上げ分の使い道を変更し、2%の引上げによる増収については、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と財政再建とに、概ね半分ずつ充当することがあらためて確認され、介護職員の更なる処遇改善を進めることが示されました。

詳細については、内閣府のホームページをご覧ください。

【内閣府】平成 30 年会議情報一覧「第 15 回経済財政諮問会議」

「経済財政諮問会議・未来投資会議・まち・ひと・しごと創生会議・規制改革推進会議 合同会議」

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2018/index.html>



高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を提言（厚生労働省）

厚生労働省より「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議」（座長：遠藤 久夫 国立社会保障・人口問題研究所所長）の報告書が公表されました。

この有識者会議は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」での方向性を踏まえ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、社会保障審議会医療保険部会及び介護保険部会での検討に資するため、法制的・実務的な論点について整理・検討するために設置されたものです。

報告書では、高齢者の保健事業と介護予防に関して、現状の後期高齢者の保健事業については、健診が中心となっており、重症化予防等の取組は一部の自治体のみで実施されているにとどまっていると指摘し、他方で、介護予防においては、保健医療の視点を取り入れる事例は少ないと指摘しています。

こうした状況を踏まえ、医療、介護、保健等のデータを一体的に分析し、高齢者一人ひとりを医療、介護、保健等の必要なサービスに結びつけていくとともに、社会参加を含むフレイル予防等の取組まで広げていく必要があるとしています。このため、健康課題にも対応できるような通いの場や、通いの場を活用した健康相談や受診勧奨の取組の促進等、後期高齢者医療制度の保健事業と介護予防との一体的な実施を進める必要があることを提言しています。

【厚生労働省】「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議」報告書
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000148301_00003.html

「平成 29 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等」の公表（厚生労働省）

厚生労働省より、「平成 29 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等」が公表されました。

調査結果によると、障害福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は、平成 28 年度から 12% 増加（平成 28 年度：2,115 件→平成 29 年度：2,374 件）し、虐待判断件数も 16% 増加しています（平成 28 年度：401 件→平成 29 年度：464 件）。また、相談・通報件数に対する虐待判断件数の割合は、平成 28 年度からほぼ横ばいでした（平成 28 年度：19%（401 件／2,115 件）→平成 29 年度：20%（464 件／2,374 件））。

虐待行為の類型は、「身体的虐待」が 56% と最も多く、次いで「心理的虐待」が 42%、「性的虐待」が 14%、「放棄、放置（ネグレクト）」が 7%、「経済的虐待」が 6% となっています。

虐待者の職種は、「生活支援員」が 44% と最も多く、次いで、「管理者」が 10%、「その他従事者」が 7%、「サービス管理者」が 5%、「世話人」、「設置者・経営者」がそれぞれ 4% となっています。

障害福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 59.7% と最も多く、次いで、「倫理観や理念の欠如」が 53.5%、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が 47.2%、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」が 19.6%、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」が 19.1% となっています。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】平成 29 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189859_00001.html



スカラシップ・アドバイザー派遣事業（独立行政法人日本学生支援機構）

日本学生支援機構では、各地域で開催される会議・研修などに「スカラシップ・アドバイザー」を派遣する事業を実施しています。

派遣事業は、高校生や保護者などが進学を考える際の経済的な不安を解消したり、安心して奨学金を利用するための知識を提供することを目的にしています。

日本学生支援機構の研修を修了し、認定を受けたファイナンシャル・プランナーが「スカラシップ・アドバイザー」として全国で登録されており、派遣料は無料です。

都道府県・指定都市社協や市区町村社協が開催する会議・セミナー等でも活用が可能です。

■実施内容

・日本学生支援機構が「スカラシップ・アドバイザー」を派遣し、「奨学金等進学資金ガイダンス」を実施します。

■実施例

進学説明会、総合的な学習の時間、PTA や教育委員会主催の進学説明会、セミナー 等

申込方法や事業の詳細は日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

【日本学生支援機構】

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/adviser/index.html>

「NHK 福祉相撲号」贈呈先の決定について（NHK 厚生文化事業団）

平成 31 年 2 月 9 日、東京の両国国技館（墨田区）で、NHK 厚生文化事業団と NHK が主催の第 52 回「NHK 福祉大相撲」が開催されました。

幕内取組のほか、力士と歌手の「お楽しみ歌くらべ」、相撲の禁じ手などを面白おかしく実演する「初っ切り」など、本場所では見られない内容の催しとなりました。

「NHK 福祉大相撲」は、純益で、全国の福祉施設・団体に福祉車両「福祉相撲号」を贈呈する事業となっており、毎年 2 月に開催されています。贈呈された「福祉相撲号」は、障害児・者の療育相談や療育・訓練・サービス活動、また高齢者の在宅サービス・デイサービスやリハビリテーションや地域交流活動等に広く有効活用されています。

今年度の本事業の贈呈先の選定については、例年どおり NHK 厚生文化事業団より、本会に対し協力依頼がありました。具体的な推薦については、各年度 6 か所指定される都道府県のローテーションになっており、本年度は、岩手県、東京都、新潟県、静岡県、鳥取県、佐賀県の各都県社協からの協力を得て、決定されました。

岩手県	(社福) 大槌町社会福祉協議会 デイサービスセンターはまぎく	静岡県	(社福) 蒼樹会
東京都	(社福) みずき福祉会	鳥取県	(社福) 遊歩 吾亦紅
新潟県	(社福) 清和会	佐賀県	(社福) 長興会 長光園障害者支援センター



全社協・地域福祉部発行「News File」で
ご紹介する取り組み実践事例を募集します

全社協 地域福祉部では、毎月 1 回、都道府県・指定都市社協宛に「全社協 地域福祉部 News File」(以下、News File) を配信しており、今後は全国市区町村社協まで配信先を広げることを予定しています。

「News File」では、地域福祉の推進に関連した全社協の取り組み、制度・施策の動向や関連する統計・調査等の最新情報についてお知らせしています。一方、地域福祉の推進においては、全国各地で行われている社協等の取り組みに関する情報を積極的に収集・提供していく必要があることから、隔月で「実践事例紹介 キラリと光る★全国の社協の取り組み」コーナーを設け、各社協の創意工夫を凝らした取り組み事例を紹介しています。

《イメージ図》

実践事例紹介
～キラリと光る★全国の社協の取り組み～

実践① ～社協（地区）名～	
▶ 取り組みの紹介① ▶ 取り組みの紹介② 詳細は、地域福祉・ボランティア情報ネットワーク HP をご覧ください。 ※ご紹介いただいた社協の HP 等の URL や刊行物の PDF 添付も可能です。	
★この取り組みのポイント★	
<input type="checkbox"/> 地域福祉推進	<input type="checkbox"/> 災害
<input type="checkbox"/> 地域福祉活動計画	<input type="checkbox"/> 小地域福祉活動
<input type="checkbox"/> ボランティア	<input type="checkbox"/> 他団体運営支援・連携
<input type="checkbox"/> 共同募金	<input type="checkbox"/> 権利擁護
<input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援事業	<input type="checkbox"/> その他
【参考】「社協・生活支援活動強化方針」(第2次アクションプラン)との関連	
<input type="checkbox"/> アウトリーチの徹底	<input type="checkbox"/> 地域づくりのための活動基盤整備
<input type="checkbox"/> 総合・支援体制の強化 (総合相談体制の構築)	<input type="checkbox"/> 行政とのパートナーシップ
<input type="checkbox"/> 総合・支援体制の強化 (生活支援体制づくり)	<input type="checkbox"/> その他 (該当なし)

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部

<配信元>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター

電話 03-3581-4655/4656 c-info@shakyo.or.jp

＊「News File」では、毎月 1 回、地域福祉担当の皆様に参加になる関連トピックスを発信します。併せて隔月にて全国各地の社協による実践事例も紹介いたしますので、創意工夫をしながら取り組んでいる実践があれば必ず上記事務局（電話か e メール）まで「テーマ」と「社協名」に関する情報をお寄せください。実践の詳細については、こちらからお尋ねさせていただきます。